

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	川口市 固定資産税、都市計画税の課税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

川口市は、固定資産税、都市計画税の課税に関する事務において特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取り扱いにより個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるための適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

固定資産税、都市計画税の課税に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、特に業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認するとともに、秘密保持契約を締結している。

評価実施機関名

埼玉県川口市長

公表日

令和8年8月18日

[令和7年5月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	固定資産税、都市計画税の課税に関する事務
②事務の概要	【事務全体の概要】 1. 地方税法、その他の地方税に関する法令、条例等に基づき、固定資産について評価し、又は評価された結果を基に、固定資産税及び都市計画税の課税標準の決定又は更正、税額の決定又は更正を行い、所有者または通知すべき者（納税義務者）に納税通知書を送付する。 2. 評価、課税の内容を基に名寄帳等の発行、統計処理等を行う。 3. 減免等の申告に基づいてこれらを審査し適正に対応する。 4. 法務局からの通知により物件情報、所有者情報等を把握しその情報を管理する。 【特定個人情報ファイルを使用する事務】 1. 納税通知書の発送に係る住所等の把握事務。 2. 減免等の申請時に伴う本人確認。
③システムの名称	・固定資産税システム ・共通基盤システム（庁内連携システム） ・住登外管理システム ・eLTAXシステム ・既存住民基本台帳システム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1) 固定資産税都市計画税（土地・家屋）課税ファイル (2) 土地課税台帳ファイル (3) 家屋課税台帳ファイル (4) 固定資産税（償却資産）課税ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第1項 別表第24項 ・地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第四号）による地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって主務省令で定めるもの ※注・・・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	—
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	川口市 理財部 固定資産税課
②所属長の役職名	固定資産税課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	川口市(総務部行政管理課情報公開文書係)〒332-8601 川口市青木2-1-1 電話048-258-1641
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	川口市(総務部行政管理課情報公開文書係)〒332-8601 川口市青木2-1-1 電話048-258-1641
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [O] 接続しない(入手) [O] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	委託業者への取り扱いの徹底と職場内における個人情報に関する書類の破棄を徹底している。	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	委託業者への取り扱いの徹底と職場内における個人情報に関する書類の破棄を徹底している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月18日	I 関連情報－4情報提供ネットワークシステムによる情報連携－②法令上の根拠	－	【別表第2における情報照会】（追加） 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条	事後	根拠となる主務省令を追加記載するという形式的な変更であり、重要な変更には該当しない
平成30年11月15日	I 関連情報－5.評価実施機関における担当部署－②所属長の役職名	固定資産税課長 田村 高浩	固定資産税課長	事後	評価書の様式変更であり、重要な変更には該当しない
令和1年6月28日	IVリスク対策	－	項目追加	事後	評価書の様式変更であり、重要な変更には該当しない
令和2年10月22日	I 関連情報－1特定個人情報ファイルを取り扱う事務－③システムの名称	・固定資産税システム ・中間サーバ ・共通基盤システム（庁内用連携システム） ・団体内統合宛名システム ・税宛名管理システム ・eLTAXシステム ・既存住民基本台帳システム	・固定資産税システム ・共通基盤システム（庁内用連携システム） ・税宛名管理システム ・eLTAXシステム ・既存住民基本台帳システム	事後	現行の運用に合わせた変更。（PIAの再実施による見直し）
令和2年10月22日	I 基本情報－4情報提供ネットワークシステムによる情報連携－①実施の有無	実施する	実施しない ※②法令上の根拠を削除	事後	現行の運用に合わせた変更。（PIAの再実施による見直し）
令和2年10月22日	IIしきい地判断項目－1対象人数－いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	令和2年4月1日現在	事後	PIAの再実施による見直し。
令和2年10月22日	IIしきい地判断項目－2取扱者数－いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	令和2年4月1日現在	事後	PIAの再実施による見直し。
令和7年12月26日	I 関連情報－1特定個人情報ファイルを取り扱う事務－③システムの名称	・共通基盤システム（庁内用連携システム） ・税宛名管理システム	・共通基盤システム（庁内連携システム） ・住登外管理システム	事後	システム表記の統一によるもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月26日	I 関連情報－3個人番号の利用－法令上の根拠	別表第1の16項 ・地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律(平成三十一年法律第四号)による地方税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。))に関する事務であって主務省令(※注)で定めるもの ※注・・・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第16条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第24項 ・地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律(平成三十一年法律第四号)による地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。))に関する事務であって主務省令で定めるもの ※注・・・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条	事後	番号法改正に基づく修正
令和7年12月26日	IIしきい地判断項目－1対象人数－いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和7年4月1日 時点	事後	しきい値判断見直しによる変更。
令和7年12月26日	IIしきい地判断項目－2取扱者数－いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和7年4月1日 時点	事後	しきい値判断見直しによる変更。
令和7年12月26日	IV リスク対策－6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[]接続しない(入手)	[○]接続しない(入手)	事後	事務の実態に合わせた修正。
令和7年12月26日	IVリスク対策－8. 人手を介在させる作業		項目追加及び以降の項目の番号ずれ	事後	評価書の様式変更であり、重要な変更には該当しない
令和7年12月26日	IVリスク対策－11. 最も優先度が高いと考えられる対策		項目追加	事後	評価書の様式変更であり、重要な変更には該当しない